

外科用モバイル C アームシステム 仕様書

1. 機器構成

No	機 器	数量
1	外科用モバイル C アームシステム (構成)	
	本体	1
	X 線発生装置	1
	X 線管装置	1
	イメージインテンシファイア	1
	画面表示モニター	1
	モニター台車	1
	画像記録装置	1

2. 使用目的

X 線を利用して手術時の透視及び撮影を行う機器。

3. 機能・性能

3-1 本体は以下の要件を満たすこと

3-1-1 焦点とイメージインテンシファイア管距離は 980mm 以上であること

3-1-2 C アームの上下動の範囲は 400mm 以上で電動で行えること

3-1-3 C アームの円弧スライド角度は 115 度以上であること

3-1-4 C アームの前後動は 200mm 以上であること

3-1-5 C アームの有効開口部は 770mm 以上であること

3-1-6 C アームの深さは 600mm 以上であること

3-1-7 C アームの回転の角度は ± 180 度以上であること

3-1-8 車輪は容易に移動できる形状であること

3-1-9 C アームのロック方式は電氣的な制御を使用しないレバー操作式であること

3-2 X 線発生装置は以下の要件を満たすこと

3-2-1 発生器の制御方式はインバーター方式で、最大出力は 2.5kW 以上であること

3-2-2 透視における管電圧は 40-110kV が設定可能であること

3-2-3 連続透視における最大管電流は 7mA 以上であること

3-2-4 連続透視は低線量透視と高線量透視の 2 種類の透視モードを有すること

3-2-5 12.5p/s 以上のパルス透視が可能であること

- 3-2-6 過負荷防止機能として、警告表示、ブザー音等を装備していること
- 3-3 X線管装置は以下の要件を満たすこと
 - 3-3-1 固定陽極もしくは回転陽極 X線管を有していること
 - 3-3-2 X線管の焦点は2焦点以上を備えていること
 - 3-3-3 X線管の陽極冷却効率は30,000Hu以上であること
 - 3-3-4 X線管の最大陽極熱容量は50,000Hu以上であること
 - 3-3-5 物理シャッターを備えていること
 - 3-3-6 物理シャッターの挿入をラストイメージ上で透視を照射せずに挿入することが可能であること
- 3-4 イメージインテンシファイアは以下の要件を満たすこと
 - 3-4-1 9インチ以上のイメージインテンシファイアを搭載していること
 - 3-4-2 視野の切替は2種類以上有すること
 - 3-4-3 映像素子は100万画素以上のCCDカメラを装備していること
- 3-5 画面表示モニターは以下の要件を満たすこと
 - 3-5-1 モニターはCアーム本体と独立していること
 - 3-5-2 19インチ以上のLCDカラーモニターを装備していること
- 3-6 モニター台車は以下の要件を満たすこと
 - 3-6-1 患者情報の入力が容易であること
 - 3-6-2 ケーブル巻き込み防止機能を有すること
- 3-7 画像記録装置は以下の要件を満たすこと
 - 3-7-1 デジタル画面保管が可能であること
 - 3-7-2 本体のハードディスクに2,000画像以上の画像保存が可能であること
 - 3-7-3 モニター上に9分割以上の表示が可能なこと
 - 3-7-4 エッジ強調、コントラスト/ブライトネスの調整、注釈入力等の画像処理が可能であること

4. 納入期限

契約の日から90日以内とする。

5. その他

- (1) 外部保存媒体はUSBメモリへの画像保存が可能であること
- (2) 操作説明会は納入後必ず開催し、求めに応じ適宜行うこと
- (3) 納入日のスケジュールについて事前に打ち合わせを行い、それに従い完了すること。
- (4) 納入検査後1年間は、使用者の責に帰さない故障に対しては、無償にて修理もしくは交換を行うこと。

- (5) 緊急故障時には、業務に支障をきたさないように復旧できる体制を有すること。
- (6) 保健所へ提出する X 線装置設置に関わる必要書類を作成すること。
- (7) 機器の納入及び引取に係る経費については、入札価格に含むこととする。
(引取機種：PHILIPS BV Libra)

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲総合病院の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、供給者は、尾鷲総合病院と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 供給者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 供給者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。